

基発0507第3号
平成22年5月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第69号。以下「改正省令」という。）が平成22年5月7日に公布され、同日から施行されたので、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第2項の業務上の疾病の範囲は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2（以下「別表」という。）に定められているところであるが、平成21年3月から「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において、最新の医学的知見、労働災害の発生状況等を踏まえ別表の見直しの必要性等について検討を行い、同年12月21日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」が取りまとめられた。

本改正は、同報告書を踏まえ、別表の一部改正を行ったものである。

第2 改正事項

1 既に別表に規定する疾病又はその対象業務の見直し

(1) 別表第3号4について

別表第3号4に規定する疾病を「後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に、対象業務を「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務」にそれぞれ改めたこと。

(2) 別表第6号1について

別表第6号1に規定する伝染性疾患の対象業務に「介護の業務」を追加したこと。

2 例示列举する業務上疾病の追加

次の疾病と対象業務を別表に追加したこと。

- (1) 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚（別表第4号7）
- (2) 塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん（別表第7号9）
- (3) 電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫（別表第7号10）
- (4) 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病（別表第8号）
- (5) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病（別表第9号）

第3 改正を行った別表各号の規定の内容

- 1 別表第3号4「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」（要旨）

本改正は、既に平成9年2月3日付け基発第65号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（以下「上肢障害認定基準」という。）に基づき取り扱われていた上肢に過度の負担のかかる業務による疾病について、対象業務の例示及び疾病名の見直しを行ったものであること。

（解説）

本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、上肢障害認定基準によること。

- 2 別表第6号1「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」

（要旨）

本改正は、改正前の別表第6号5の包括的救済規定に該当するものとしての介護の業務による疥癬等の伝染性疾患の認定状況を踏まえ、対象業務として介護の業務を明示したものであること。

（解説）

「介護の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を

営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためのサービスを行う業務をいうものであること。

3 別表第4号7「石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚」

(要旨)

本改正は、既に平成18年2月9日付け基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」（以下「石綿認定基準」という。）に基づき、改正前の別表第4号8の包括的救済規定に該当するものとして取り扱われていた良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚を例示列挙したものであること。

(解説)

本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、石綿認定基準によること。

4 別表第7号9「塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん」

(要旨)

本改正は、医学専門家による検討会において取りまとめられた「塩化ビニル障害の業務上外に関する検討会報告書（平成21年2月）」を踏まえ、改正前の別表第7号18の包括的救済規定に該当するものとして取り扱われていた肝細胞がんを例示列挙したものであること。

(解説)

本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、本省にりん伺して行うものであること。

5 別表第7号10「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」

(要旨)

本改正は、医学専門家による検討会において取りまとめられた「電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書（平成16年1月）」及び「電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書（平成20年10月）」を踏まえ、改正前の別表第7号18の包括的救済規定に該当するものとして取り扱われていた多発性骨髄腫及び非ホジキンリンパ腫を例示列挙したものであること。

(解説)

本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、本省にりん

伺して行うものであること。

- 6 別表第8号「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤^{りゅう}又はこれらの疾病に付随する疾病」

（要旨）

本改正は、既に平成13年12月12日付け基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「脳・心臓疾患認定基準」という。）に基づき、改正前の別表第9号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に該当するものとして取り扱われていた脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）及び解離性大動脈瘤^{りゅう}を例示列挙したものであること。

（解説）

本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、脳・心臓疾患認定基準によること。

- 7 別表第9号「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」

（要旨）

本改正は、既に平成11年9月14日付け基発第544号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外について」（以下「精神障害判断指針」という。）に基づき、改正前の別表第9号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に該当するものとして取り扱われていた精神及び行動の障害を例示列挙したものであること。

（解説）

- （1）「精神及び行動の障害」の範囲は、精神障害判断指針における「精神障害」の範囲と同一であること。
- （2）本規定に該当する疾病であるか否かの判断は、これまでどおり、精神障害判断指針によること。

第4 標準処理期間

1 概要

追加された疾病に係る標準処理期間については、別表第9号に定める疾病に係る療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料に関しては8か月とし、

これ以外は他の疾病（包括的救済規定に係るものを除く。）に係る標準処理期間と同様に6か月とすること。

2 関係通達の改正

平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法の施行について」を別紙1のとおり改めること。

第5 その他の関係通達の改正

改正省令の施行に伴い、関係通達を別紙2のとおり改めること。

新旧対照表

○ 平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法の施行について」

改正後	現行
<p>第2 1 (2) □ (イ) ⑪</p> <p> d 疾病に係る遺族補償給付及び葬祭料（<u>e</u>及び<u>f</u>の場合を除く。）（標準処理期間：4か月）</p> <p> e (略)</p> <p> <u>f</u> <u>労働基準法施行規則別表第1の2第9号に定める疾病に係る療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（標準処理期間：8か月）</u></p> <p> <u>g</u> 介護補償給付（標準処理期間：1.5か月）</p> <p>(ロ)</p> <p> ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する決定のうち、労働基準法施行規則別表第1の2第2号13、第3号5、<u>第4号9</u>、第6号5、第7号18及び<u>第11号</u>に係るもの</p>	<p>第2 1 (2) □ (イ) ⑪</p> <p> d 疾病に係る遺族補償給付及び葬祭料（<u>e</u>の場合を除く。）（標準処理期間：4か月）</p> <p> e (略)</p> <p> <u>f</u> 介護補償給付（標準処理期間：1.5か月）</p> <p>(ロ)</p> <p> ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する決定のうち、労働基準法施行規則別表第1の2第2号13、第3号5、<u>第4号8</u>、第6号5、第7号18及び<u>第9号</u>に係るもの</p>

新旧対照表

- 昭和27年9月9日付け基発第646号「歯牙酸蝕症の業務上疾病としての認定基準について」

改正後	現行
(略) 告示により指定された化学物質以外の化学物質によるものについては別表第4号9に該当する疾病として取り扱われたい。	(略) 告示により指定された化学物質以外の化学物質によるものについては別表第4号8に該当する疾病として取り扱われたい。

- 昭和51年1月30日付け基発第122号「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」

改正後	現行
(略) 告示で指定された化学物質以外の化学物質による疾病については、別表第4号9、(略)	(略) 告示で指定された化学物質以外の化学物質による疾病については、別表第4号8、(略)

- 昭和51年8月4日付け基発第565号「芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について」

改正後	現行
(略) 告示で指定された化学物質以外の化学物質による疾病については別表第4号9、(略)	(略) 告示で指定された化学物質以外の化学物質による疾病については別表第4号8、(略)

- 昭和53年3月30日付け基発第186号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

改正後	現行
目次 第2 (8)「前号各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病」(第10号) (9)「その他業務に起因することの明ら	目次 第2 (8)「前号各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」(第8号) (9)「その他業務に起因することの明ら

かな疾病」(第11号)	かな疾病」(第9号)
<p>第1</p> <p>2</p> <p>(2) (略) すなわち、業務上の負傷との関連性の深い業務上の負傷に起因する疾病を第1号とし、次いで主として有害因子の種類等に応じて、別表第2号から第9号までが大分類として分類された。</p> <p>(略) さらに、別表第10号として旧規定第37号と同趣旨の規定が、別表第11号として第1号から第9号までに該当する疾病以外の業務上をとらえるための「その他」の規定(包括的救済規定)がそれぞれ設けられた。(略)</p> <p>(3) 次に、別表第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号については、(略)</p> <p>(4) (略) 例示疾病(別表第10号により指定される疾病を含む。)については、(略)</p> <p>この場合、上記1のなお書、2(1)等の趣旨を体して、別表第2号13、第3号5、第4号9、第6号5、第7号18及び第11号の運用について遺憾のないようにされたい。</p>	<p>第1</p> <p>2</p> <p>(2) (略) すなわち、業務上の負傷との関連性の深い業務上の負傷に起因する疾病を第1号とし、次いで主として有害因子の種類等に応じて、別表第2号から第7号までが大分類として分類された。</p> <p>(略) さらに、別表第8号として旧規定第37号と同趣旨の規定が、別表第9号として第1号から第8号までに該当する疾病以外の業務上をとらえるための「その他」の規定(包括的救済規定)がそれぞれ設けられた。(略)</p> <p>(3) 次に、別表第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号については、(略)</p> <p>(4) (略) 例示疾病(別表第8号により指定される疾病を含む。)については、(略)</p> <p>この場合、上記1のなお書、2(1)等の趣旨を体して、別表第2号13、第3号5、第4号8、第6号5、第7号18及び第9号の運用について遺憾のないようにされたい。</p>
<p>第2</p> <p>1</p> <p>(4) (略) このうち、第4号2及び4から8までについては、</p> <p>(8) 第10号の「前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病」は、(略)</p> <p>(9) 第11号の (略)</p>	<p>第2</p> <p>1</p> <p>(4) (略) このうち、第4号2及び4から7までについては、</p> <p>(8) 第8号の「前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」は、(略)</p> <p>(9) 第9号の (略)</p>

2

(2)

ワ

〔要旨〕

(略) 以下第5号、第10号及び第11号を除く各号の末尾に設けられた規定において同じ。(略)

(3)

ニ 削除

(4)

ホ

〔解説〕

(チ) (略) アレルギー性の結膜炎に対しては第4号9の規定が、それぞれ適用される。

へ

〔解説〕

(ニ) (略) 発生した場合には、第4号9の規定が適用される。

ト「空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症」(第4号8)

チ「1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」(第4号9)

〔要旨〕

本規定は、第4号1から8までに掲げる疾病以外に、①これらの疾病に付随する疾病、②第4号1から8までに掲げる疾病発生の原因因子によるその他の疾病又は③第4号1から8までに掲げる疾病発生の原因因子以外で化学物質等にさらされる作業環境

2

(2)

ワ

〔要旨〕

(略) 以下第5号、第8号及び第9号を除く各号の末尾に設けられた規定において同じ。(略)

(3)

ニ (略)

(4)

ホ

〔解説〕

(チ) (略) アレルギー性の結膜炎に対しては第4号8の規定が、それぞれ適用される。

へ

〔解説〕

(ニ) (略) 発生した場合には、第4号8の規定が適用される。

ト「空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症」(第4号7)

チ「1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」(第4号8)

〔要旨〕

本規定は、第4号1から7までに掲げる疾病以外に、①これらの疾病に付随する疾病、②第4号1から7までに掲げる疾病発生の原因因子によるその他の疾病又は③第4号1から7までに掲げる疾病発生の原因因子以外で化学物質等にさらされる作業環境

下において業務に従事した結果発生したものと認められる疾病に対して適用される趣旨で設けられたものである。

(5)

[解説]

(ハ) (略)

①から⑤まで (略)

⑥原発性肺がん

(6)

イ「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」(第6号1)

[解説]

(ロ)「介護の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためのサービスを行う業務をいうものであること。

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(ホ) (略)

(7)

ト

[解説]

(ニ)「中皮腫」とは、胸膜、心膜、腹膜又は精巣鞘膜に原発した腫瘍をいう。

リ「塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん」(第7

下において業務に従事した結果発生したものと認められる疾病に対して適用される趣旨で設けられたものである。

(5)

[解説]

(ハ) (略)

①から⑤まで (略)

(6)

イ「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」(第6号1)

[解説]

(ロ)「介護の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためのサービスを行う業務をいうものであること。

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(ニ) (略)

(7)

ト

[解説]

(ニ)「中皮腫」とは、胸膜又は腹膜の中皮に原発した腫瘍をいう。

リ「塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫」(第7号9)

号9)

[要旨]

本規定は、がん原性物質である塩化ビニルにさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する肝血管肉腫又は肝細胞がんを業務上の疾病として定めたものである。
又「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」(第7号10)

[要旨]

(略) 白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫を業務上の疾病として定めたものである。

(8)「前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病」(第10号)」

[要旨及び解説]

本規定は、将来第1号から第9号までに掲げた例示疾病のほかに、(略)

(9)「その他業務に起因することの明らかな疾病」(第11号)

[要旨]

本規定は、第1号から第10号までに掲げる疾病以外の疾病であっても、(略)

[解説]

イ 本規定に該当する疾病としては、第1号から第10号までに掲げる疾病の原因因子以外の業務上の有害因子によって起こる疾病(略)

ハ (略) 第11号に該当する疾病

[要旨]

本規定は、がん原性物質である塩化ビニルにさらされる作業環境下において業務に従事することにより発生する肝血管肉腫を業務上の疾病として定めたものである。
又「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん」(第7号10)

[要旨]

(略) 白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がんを業務上の疾病として定めたものである。

(8)「前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」(第8号)

[要旨及び解説]

本規定は、将来第1号から第7号までに掲げた例示疾病のほかに、(略)

(9)「その他業務に起因することの明らかな疾病」(第9号)

[要旨]

本規定は、第1号から第8号までに掲げる疾病以外の疾病であっても、(略)

[解説]

イ 本規定に該当する疾病としては、第1号から第8号までに掲げる疾病の原因因子以外の業務上の有害因子によって起こる疾病(略)

ハ (略) 第9号に該当する疾病は、

<p>は、第1号から第9号までのいずれの号の大分類にも属さない疾病であって、業務との因果関係が認められるもの及びこれらの号の大分類のうちいずれのものに該当するかについて疑義があるが、業務との相当因果関係の認められる疾病（第10号に該当する疾病を除く。）であるという相違がある。</p> <p>第3 2（略）並びに第11号の規定によって（略） 4（略）別表各号末尾（第1号、第5号及び第10号を除く。）及び第11号（略）</p>	<p>第1号から第7号までのいずれの号の大分類にも属さない疾病であって、業務との因果関係が認められるもの及びこれらの号の大分類のうちいずれのものに該当するかについて疑義があるが、業務との相当因果関係の認められる疾病（第8号に該当する疾病を除く。）であるという相違がある。</p> <p>第3 2（略）並びに第9号の規定によって（略） 4（略）別表各号末尾（第1号、第5号及び第8号を除く。）及び第9号（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 平成3年3月19日付け基発第157号「職業性疾病の補償事務手引」の廃止及び「業務上疾病の認定事務手引」の作成について」別添「業務上疾病の認定事務手引」

改正後	現行
<p>I 2 (2) (略) 具体的列挙規定（労基則別表第1の2第1号から第9号までの規定中、下記包括的救済規定に該当するもの以外のもの）… …（略） 追加規定（労基則別表第1の2第10号の規定）……（略） 包括的救済規定（労基則別表第1の2第2号13、第3号5、第4号9、第6号5、第7号18及び第11号の各規定）…… （略）</p>	<p>I 2 (2) (略) 具体的列挙規定（労基則別表第1の2第1号から第7号までの規定中、下記包括的救済規定に該当するもの以外のもの）……（略） 追加規定（労基則別表第1の2第8号の規定）……（略） 包括的救済規定（労基則別表第1の2第2号13、第3号5、第4号8、第6号5、第7号18及び第9号の各規定）……（略）</p>

○ 平成13年12月12日付け基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」

改正後	現行
-----	----

<p>第3</p> <p>(略) 脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱う。</p>	<p>第3</p> <p>(略) 脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。</p>
----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

○ 平成18年2月9日付け基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」

改正後	現行
<p>第2</p> <p>5</p> <p>(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。</p>	<p>第2</p> <p>5</p> <p>(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。</p>